

蒲郡市特別支援教育指導補助員派遣事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）に派遣する特別支援教育指導補助員（以下「指導補助員」という。）により特別な支援の必要な児童生徒への支援の充実を図るとともに、児童生徒への教育についての理解を深めることを目的とする支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指導補助員の派遣を行う学校)

第2条 指導補助員の派遣は、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害、肢体不自由等の障害により、学習活動において特別な配慮や介助を必要とする児童生徒（以下「児童生徒」という。）が在籍する学校からの申請に基づき、支援の対象となる児童生徒の状況等を勘案し、教育委員会が必要と認めた学校に対して行う。

(指導補助員の管理監督)

第3条 指導補助員の派遣を受けた学校の長は、派遣された指導補助員のその日の勤務について管理監督する。

(事業実施状況の報告)

第4条 指導補助員の派遣を受けた学校は、指導補助員に定期的にその勤務状況等について教育委員会に報告させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。